

宇部市個人情報保護対策審議会 開催記録

意見等聴取期間：令和4年1月19日～2月15日（書面議決）

1 議 題

- 「入退室管理システムの運用について」（総務管理課）
- 「住民税非課税世帯等臨時給付金システム」（地域福祉・指導監査課）
- 「農業委員会サポートシステム」（農業委員会事務局）

2 委 員

- (1) 委 員 佐藤会長、中村委員、屋敷委員、伊藤委員、清水委員（一名欠員）

議題1 「入退室管理システムの運用について」

各委員に対して議案説明資料をもとに意見・質問を聴取したところ、以下の質問が提出された。

質問①

入退室管理システムの開発予定業者およびその実績について教えてください。

質問①の回答

開発予定業者 パナソニック LS エンジニアリング株式会社中国・四国支店
導入実績 山口大学医学部、高知市役所、鳥取市役所

質問②

一度配布したカードを各人が紛失した場合、そのカードの発見者が自由に本庁舎に入りできてしまうと思いますが、どのように対応されますか。

質問②の回答

宇部市本庁舎入退室等用 I C カード管理要綱を制定し、カード被貸与者の義務として、カードを紛失又は損傷したときは、直ちに所定様式により管理者（市の財産管理課長）に報告しなければならないとしています。また、それを受け、紛失カード登録処理を実施します。

紛失したカードを紛失カードとして登録し、一時的にカードを無効にします。また発見時には登録を解除することで紛失前の状態に戻します。

なお、紛失カード登録されたカードが利用された場合は、システムで警報を発することができるため、システムが設置してある中央監視室に常駐する設備員または警備員による対応が可能です。

質問③

開発効果としてセキュリティ対策コストの削減があるということですが、具体的には、どのような効果があるのですか。

質問③の回答

新庁舎各階には、サーバールームや、職員が目が届きにくい場所に書庫や職員用ロッカー、シャワールームが配置されているなど、セキュリティ対策を講じなければならない場所が点在しています。本システム導入により、各階に警備員を配置する経費が不要となり、中央監視室に常駐する設備員または警備員の2人体制で監視することが可能となります。

意見①

セキュリティが必要な箇所への入退出を管理することは、個人情報保護（情報漏洩）の観点からも重要であると思います。

〈書面審議〉

承諾する 5、承諾しない 0、無効 0
全委員承諾により賛成可決。

議題 2 「住民税非課税世帯等臨時給付金システム」について

各委員に対して議案説明資料をもとに意見・質問を聴取したところ、以下の質問が提出された。

質問④

記録項目の中のDV情報はなぜ必要なのでしょう。DV情報を知ることによって特別給付に何か違いがあるのでしょうか。

質問④の回答

住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付にあたり、DV等避難者の住民票がある世帯の世帯主（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、DV等避難者自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在、居住している市区町村から給付金を受給できることとなっています。

※DV等避難中であることを明らかにできる書類の例は下記のとおりです。

- ・ 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- ・ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- ・ 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- ・ 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

また、DV等避難者が配偶者の扶養に入っている場合でも、独立した生計を立てている者とみなし、収入が住民税非課税世帯相当である場合には、当該給付金を別途受給可能であり、その場合は、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」を居住市町村に対して提出する必要があります。

このようなことから、給付金の事務処理を行う上で、配偶者やその他親族からの暴力等に係る個人情報や給付金の支給状況を関係行政機関内（住民票の所在する市町村と居住市町村等）で共有することとなり、システム内において適切に管理する必要があります。

システム内で管理するDV情報の取扱いについては、給付金支給事務を適切に遂行する上で必要最小限度のものとし、対象となっている申出者の個人情報の内容に鑑み、情報の取扱いについては特に厳重な管理を行っていきます。

質問⑤

迅速な給付のために必要なシステムであると思います。情報漏洩の観点からは、必要なくなった情報は保持しない方が良いと思いますが、記録された情報は、どのくらいの期間保持されるのでしょうか。参考までにお教えいただければ幸いです。

質問⑤の回答

現在、非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請期限は令和4年9月30日となっており、申請のあった該当世帯への支給は令和4年12月末までに終える予定としています。

給付金支給業務終了後、令和4年度末を目途に使用した端末内のデータは復元がで

きないよう処理する予定としています。

〈書面審議〉

承諾する5、承諾しない0、無効0
全委員承諾により賛成可決。

議題3「農業委員会サポートシステム」について

各委員に対して議案説明資料をもとに意見・質問を聴取したところ、以下の質問が提出された。

質問⑥

新システムにて記録される項目（収集される個人情報）は旧システムと同様であるという認識で良いですか。

質問⑥の回答

お見込みのとおりです。

質問⑦

使用するタブレットが紛失したり、盗難にあった場合に、当該タブレットからデータベースへのアクセスを禁止するなどの情報漏えい対策はありますか。

質問⑦の回答

MDM（端末管理ツール）という機能で対処します。

※本システムのMDM（Mobile Device Management 端末管理ツール）機能の概要

- ①タブレットを、インターネット回線を介して遠隔管理、設定変更
- ②アプリケーションソフトウェアの新規配布・更新・削除
- ③盗難・紛失時の対策のため、位置情報を取得して端末をロック
- ④指定したアプリの使用禁止や設定変更の禁止等の制御
- ⑤操作ログの管理

意見②

農地台帳の一元管理のため、必要なシステムだと思えます。種々のセキュリティ対策が行われており、特に質問はありません。

〈書面審議〉

承諾する5、承諾しない0、無効0
全委員承諾により賛成可決。

以上